

四半期報告書

(第39期第1四半期)

大東建託株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	6
1 【株式等の状況】	6
2 【役員の状況】	11
第4 【経理の状況】	12
1 【四半期連結財務諸表】	13
2 【その他】	22
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	23

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月8日
【四半期会計期間】	第39期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)
【会社名】	大東建託株式会社
【英訳名】	DAITO TRUST CONSTRUCTION CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 三鍋 伊佐雄
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【電話番号】	(03) 6718-9111(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経営管理統括部長 西村 智之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【電話番号】	(03) 6718-9111(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経営管理統括部長 西村 智之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第38期 第1四半期 連結累計期間		第39期 第1四半期 連結累計期間		第38期	
	自 至	平成23年4月1日 平成23年6月30日	自 至	平成24年4月1日 平成24年6月30日	自 至	平成23年4月1日 平成24年3月31日
売上高 (百万円)		224,920		244,648		1,087,128
経常利益 (百万円)		8,295		10,072		84,239
四半期(当期)純利益 (百万円)		5,163		5,829		47,103
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)		5,717		7,053		46,407
純資産額 (百万円)		128,460		148,741		152,009
総資産額 (百万円)		500,439		515,561		569,079
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)		65.42		73.27		594.53
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)		65.23		73.21		593.27
自己資本比率 (%)		25.37		29.99		27.82
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)		△20,741		△40,190		77,845
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)		△875		△3,994		△11,372
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)		△2,017		△14,150		△29,491
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)		161,493		163,703		221,093

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第38期及び第39期第1四半期の純資産額には、従業員持株E S O P信託及び株式給付信託が所有する当社株式が「自己株式」として計上されております。一方、1株当たり四半期(当期)純利益金額、潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額及び自己資本比率については、上記の当社株式を自己株式とみなしておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した見通し、予想、方針等の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しており、実際の結果と大きく異なる可能性もありますのでご留意下さい。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における国内経済は、堅調な個人消費や震災復興活動など内需が牽引し、緩やかな回復基調となりました。

4～6月の住宅着工件数は、前年同四半期連結累計期間比6.2%増加となりました。住宅エコポイントや低金利などの被災地優遇措置による被災地着工の進展が、一定の押し上げ要因となりました。

当社グループが主力とする賃貸住宅分野においては、4～6月の貸家住宅着工戸数は前年同四半期連結累計期間比11.1%増加となりました。被災地復興活動に加え、資産承継や税務対策を背景にした土地所有者の賃貸住宅建設需要が、リーマンショック以降の一時的な低水準から戻しつつあります。

(当第1四半期連結累計期間の概況)

当社グループの連結業績は、売上高につきましては、2,446億48百万円（前年同四半期連結累計期間比8.8%増）、利益面では、営業利益95億68百万円（前年同四半期連結累計期間比21.8%増）、経常利益100億72百万円（前年同四半期連結累計期間比21.4%増）、四半期純利益58億29百万円（前年同四半期連結累計期間比12.9%増）となりました。

受注工事高

(単位：百万円)

	前第1四半期 連結累計期間		当第1四半期 連結累計期間		(前期増減率)
	金額	構成比	金額	構成比	
建設事業					
居住用	132,872	97.0%	148,225	99.1%	11.6%
賃貸住宅	132,030	96.4%	147,070	98.3%	11.4%
戸建住宅	841	0.6%	1,155	0.8%	37.2%
事業用	234	0.2%	575	0.4%	145.7%
その他(注)	3,891	2.8%	759	0.5%	△80.5%
小計	136,996	100.0%	149,561	100.0%	9.2%
不動産事業					
営繕工事高	7,028	—	7,117	—	1.3%
合計	144,025	—	156,678	—	8.8%

(注) 前第1四半期連結累計期間の「その他」には、仮設住宅の受注工事高27億67百万円が含まれております。

完成工事高

(単位：百万円)

	前第1四半期 連結累計期間		当第1四半期 連結累計期間		(前期増減率)
	金額	構成比	金額	構成比	
建設事業					
居住用	71,939	95.6%	81,527	98.7%	13.3%
賃貸住宅	71,524	95.0%	80,891	98.0%	13.1%
戸建住宅	415	0.6%	636	0.7%	53.2%
事業用	172	0.2%	148	0.2%	△13.7%
その他(注)	3,170	4.2%	893	1.1%	△71.8%
小計	75,282	100.0%	82,570	100.0%	9.7%
不動産事業					
営繕工事高	7,276	—	7,758	—	6.6%
合計	82,559	—	90,328	—	9.4%

(注) 前第1四半期連結累計期間の「その他」には、仮設住宅の完成工事高25億99百万円が含まれております。

受注工事残高

(単位：百万円)

	前第1四半期 連結会計期間末		当第1四半期 連結会計期間末		(前期増減率)
	金額	構成比	金額	構成比	
建設事業					
居住用	535,734	99.2%	653,253	99.2%	21.9%
賃貸住宅	532,829	98.6%	649,441	98.6%	21.9%
戸建住宅	2,905	0.6%	3,811	0.6%	31.2%
事業用	1,842	0.3%	2,456	0.4%	33.4%
その他(注)	2,695	0.5%	2,850	0.4%	5.8%
小計	540,271	100.0%	658,560	100.0%	21.9%
不動産事業					
営繕工事高	4,718	—	4,368	—	△7.4%
合計	544,990	—	662,929	—	21.6%

(注) 前第1四半期連結会計期間末の「その他」には、仮設住宅の受注工事残高1億68百万円が含まれております。

セグメントごとの業績の状況は、以下のとおりです。

① 建設事業

完成工事高につきましては、前年同四半期連結累計期間比9.7%増の825億70百万円となりました。完成工事総利益率につきましては、前年同四半期連結累計期間比1.9ポイント低下の34.5%となりました。

また、受注工事高につきましては、前年同四半期連結累計期間比8.8%増の1,566億78百万円となりました。

② 不動産事業

不動産事業売上高につきましては、前年同四半期連結累計期間比8.1%増の1,542億35百万円となりました。

当社単体での入居者斡旋件数は前年同四半期連結累計期間比0.9%減の47,397件となりました。居住用入居率は前年同四半期連結累計期間比0.4ポイント上昇の96.1%、事業用入居率は前年同四半期連結累計期間比1.7ポイント上昇の94.7%となりました。

③ 金融事業

金融事業の売上高につきましては、前年同四半期連結累計期間比1.6%増の10億51百万円となりました。

④ その他

その他の売上高につきましては、前年同四半期連結累計期間比14.7%増の67億90百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結累計期間において現金及び現金同等物は、573億90百万円減少し、当第1四半期連結累計期間末の残高は1,637億3百万円となりました。当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは401億90百万円の使用（前年同四半期連結累計期間は207億41百万円の使用）となりました。主な獲得要因は、税金等調整前四半期純利益の計上98億76百万円（前年同四半期連結累計期間は税金等調整前四半期純利益88億20百万円）、営業貸付金の減少額38億31百万円、未成工事受入金の増加額27億92百万円及び一括借上修繕引当金の増加額25億75百万円です。一方、主な使用要因は、法人税等の支払額272億24百万円、仕入債務の減少額174億21百万円、賞与引当金の減少額102億94百万円及び未成工事支出金の増加額35億28百万円です。

投資活動によるキャッシュ・フローは39億94百万円の使用（前年同四半期連結累計期間は8億75百万円の使用）となりました。主な使用要因は、投資有価証券の取得による支出36億円及び有形固定資産の取得による支出1億23百万円です。

財務活動によるキャッシュ・フローは141億50百万円の使用（前年同四半期連結累計期間は20億17百万円の使用）となりました。これは主に自己株式の処分による収入15億12百万円があった一方、配当金の支払118億44百万円及び長期借入金の返済による支出36億89百万円があったことによるものです。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は2億22百万円です。なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	329,541,100
計	329,541,100

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年8月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	80,610,279	80,610,279	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	80,610,279	80,610,279	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成24年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 大東建託株式会社第1-A回新株予約権

決議年月日	平成24年5月18日
新株予約権の数	76個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	7,600株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成24年6月15日から平成54年6月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日の場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
- (3) 上記(1)、(2)に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記(注)5.に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約、若しくは株式移転計画承認の議案につき

当社の株主総会で承認された場合、（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

(4) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1.及び2.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、または当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 大東建託株式会社第1-B回新株予約権

決議年月日	平成24年5月18日
新株予約権の数	175個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	17,500株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成27年6月15日から平成32年6月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役または執行役員のうちいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
- (3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換に

つき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1.及び2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)3.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、または当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日	—	80,610,279	—	29,060	—	34,540

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができません。したがって、直前の基準日（平成24年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,117,100	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 79,258,700	792,587	—
単元未満株式	普通株式 234,479	—	一単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	80,610,279	—	—
総株主の議決権	—	792,587	—

- (注) 1. 「完全議決権株式 (自己株式等)」欄は、すべて当社保有の自己株式です。
2. 「完全議決権株式 (自己株式等)」欄には、従業員持株E S O P信託及び株式給付信託が所有する当社株式は、上記自己保有株式に含まれておりません。
3. 「完全議決権株式 (その他)」株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式1,300株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数13個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 大東建託株式会社	港区港南二丁目16-1	1,117,100	—	1,117,100	1.38%
計	—	1,117,100	—	1,117,100	1.38%

(注) 従業員持株E S O P信託及び株式給付信託が所有する当社株式は、上記自己保有株式に含まれておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	221,093	163,703
受取手形・完成工事未収入金等	38,532	36,068
有価証券	5,069	7,999
未成工事支出金	7,195	10,723
その他のたな卸資産	6,801	8,665
前払費用	47,107	48,428
繰延税金資産	14,639	13,393
営業貸付金	49,687	45,856
その他	7,936	7,939
貸倒引当金	△296	△284
流動資産合計	397,766	342,494
固定資産		
有形固定資産	79,852	79,855
無形固定資産	412	460
投資その他の資産		
投資有価証券	17,532	18,752
劣後債	※1 10,902	※1 10,895
その他	65,525	66,000
貸倒引当金	※1 △2,911	※1 △2,897
投資その他の資産	91,049	92,751
固定資産合計	171,313	173,066
資産合計	569,079	515,561

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	42,206	24,794
短期借入金	300	300
1年内返済予定の長期借入金	14,758	14,758
未払法人税等	27,752	3,545
未成工事受入金	31,069	33,861
前受金	28,628	27,791
賞与引当金	15,393	5,098
預り金	6,621	9,291
その他	34,440	33,666
流動負債合計	201,170	153,108
固定負債		
長期借入金	109,498	105,809
退職給付引当金	9,381	8,172
一括借上修繕引当金	25,946	28,522
長期預り保証金	65,741	65,477
その他	5,330	5,729
固定負債合計	215,899	213,711
負債合計	417,070	366,819
純資産の部		
株主資本		
資本金	29,060	29,060
資本剰余金	34,540	34,540
利益剰余金	113,761	107,650
自己株式	△13,873	△12,184
株主資本合計	163,489	159,067
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	713	603
繰延ヘッジ損益	—	0
土地再評価差額金	△5,003	△5,003
為替換算調整勘定	△8,762	△7,431
その他の包括利益累計額合計	△13,052	△11,832
新株予約権	70	52
少数株主持分	1,501	1,454
純資産合計	152,009	148,741
負債純資産合計	569,079	515,561

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高		
完成工事高	75,282	82,570
不動産事業売上高	142,681	154,235
その他の事業売上高	6,955	7,842
売上高合計	224,920	244,648
売上原価		
完成工事原価	47,899	54,093
不動産事業売上原価	135,483	144,310
その他の事業売上原価	4,525	5,201
売上原価合計	187,907	203,605
売上総利益		
完成工事総利益	27,383	28,476
不動産事業総利益	7,198	9,925
その他の事業総利益	2,430	2,640
売上総利益合計	37,012	41,042
販売費及び一般管理費	29,153	31,474
営業利益	7,858	9,568
営業外収益		
受取利息	111	155
受取配当金	79	73
受取手数料	458	511
雑収入	331	281
営業外収益合計	980	1,021
営業外費用		
支払利息	333	309
投資有価証券評価損	—	50
貸倒引当金繰入額	57	13
雑支出	153	144
営業外費用合計	544	517
経常利益	8,295	10,072

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
特別利益		
固定資産売却益	0	—
災害損失引当金戻入額	610	—
新株予約権戻入益	—	1
特別利益合計	610	1
特別損失		
固定資産除売却損	12	31
投資有価証券評価損	—	165
持分変動損失	73	—
特別損失合計	85	197
税金等調整前四半期純利益	8,820	9,876
法人税、住民税及び事業税	2,625	3,249
法人税等調整額	1,029	793
法人税等合計	3,655	4,043
少数株主損益調整前四半期純利益	5,164	5,833
少数株主利益	1	3
四半期純利益	5,163	5,829

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	5,164	5,833
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	61	△109
繰延ヘッジ損益	59	0
為替換算調整勘定	431	1,330
その他の包括利益合計	552	1,220
四半期包括利益	5,717	7,053
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,715	7,049
少数株主に係る四半期包括利益	1	3

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	8,820	9,876
減価償却費	766	738
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	49	△26
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△8,295	△10,294
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△1,006	△1,209
一括借上修繕引当金の増減額 (△は減少)	2,085	2,575
受取利息及び受取配当金	△190	△228
支払利息	333	309
有価証券及び投資有価証券評価損益 (△は益)	△40	214
売上債権の増減額 (△は増加)	7,766	2,473
未成工事支出金の増減額 (△は増加)	△3,330	△3,528
その他のたな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,880	△1,861
前払費用の増減額 (△は増加)	△2,864	△1,016
営業貸付金の増減額 (△は増加)	8,686	3,831
仕入債務の増減額 (△は減少)	△11,947	△17,421
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	6,874	2,792
前受金の増減額 (△は減少)	399	△836
長期預り保証金の増減額 (△は減少)	69	△263
その他	△2,858	1,016
小計	3,435	△12,858
利息及び配当金の受取額	225	202
利息の支払額	△335	△309
法人税等の支払額	△24,067	△27,224
営業活動によるキャッシュ・フロー	△20,741	△40,190
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入	600	—
有形固定資産の取得による支出	△528	△123
投資有価証券の取得による支出	△627	△3,600
その他	△319	△270
投資活動によるキャッシュ・フロー	△875	△3,994
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	11,000	—
長期借入金の返済による支出	△3,374	△3,689
自己株式の処分による収入	370	1,512
自己株式の取得による支出	△4	△5
配当金の支払額	△10,335	△11,844
少数株主への配当金の支払額	—	△51
少数株主からの払込みによる収入	386	—
その他	△60	△72
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,017	△14,150
現金及び現金同等物に係る換算差額	314	944
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△23,320	△57,390
現金及び現金同等物の期首残高	184,814	221,093
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 161,493	* 163,703

【追加情報】

(従業員持株E S O P信託及び株式給付信託における会計処理方法)

当社は、従業員の福利厚生制度の拡充を図るとともに当社の業績や株価への意識を高め企業価値向上を図ること並びに株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「従業員持株E S O P信託」及び「株式給付信託」を設定しています。

これらの信託に関する会計処理については、経済的実態を重視し、当社とこれらの信託は一体であるとする会計処理を行っております。このため、これらの信託が所有する当社株式は、四半期連結貸借対照表において株主資本の控除科目の「自己株式」として表示しています。

なお、これらの信託が所有する当社株式は、会社法上の自己株式に該当せず、議決権や配当請求権など通常の株式と同様の権利を有しています。また、会社法第461条第2項の分配可能額の計算に際して、会社法上の自己株式は控除されますが、これらの信託が所有する当社株式は控除されません。

平成24年6月30日現在において従業員持株E S O P信託が所有する当社株式数は612,600株（四半期連結貸借対照表計上額4,382百万円）、株式給付信託が所有する当社株式数は417,982株（四半期連結貸借対照表計上額2,998百万円）であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※1. 劣後債

当社は賃貸用共同住宅の建築を注文される顧客のために、金融機関等と連携して、金融機関等が設立した特別目的会社（S P C）を利用する証券化を前提としたアパートローンを斡旋しております。

顧客が当該アパートローンを利用する場合には、当社は当該金融機関等との協定により、当該S P Cの発行する劣後債を購入することとなり、当該劣後債の購入状況等は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
劣後債	10,902百万円	10,895百万円
貸倒引当金	△1,474百万円	△1,350百万円
劣後債の保有割合	6.30%	6.30%
償還期限	2034年11月～2040年3月	2034年11月～2040年3月
S P C（8社）の貸付債権残高	103,220百万円	99,620百万円
S P C（8社）の社債残高	109,827百万円	104,468百万円

劣後債の保有割合は、当初社債発行総額に対する当社の劣後債残高の割合です。

2. 保証債務

顧客（施主）の金融機関からの借入に対し、連帯保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
花巻信用金庫	76百万円	76百万円

連結子会社である株式会社ジュシー情報センターは、賃借人と『保証委託契約』を締結し、同時に賃貸人と『賃貸保証契約』を締結して契約上家賃の48ヶ月分相当額を上限として家賃保証をしております。

『賃貸保証契約』では賃借人が家賃を3ヶ月分以上支払遅延した場合、賃貸人は賃借人との賃貸借契約を解除する契約になっているため、支払遅延時から契約解除時までの家賃3ヶ月分相当額を保証債務として記載しております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
上記『賃貸保証契約』に基づく保証債務額	324百万円	315百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
現金預金勘定	161,748百万円	163,703百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	△200百万円	－百万円
E S O P 信託別段預金	△55百万円	－百万円
現金及び現金同等物	161,493百万円	163,703百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	10,335	131	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	11,844	149	平成24年3月31日	平成24年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I. 前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	建設事業	不動産事業	金融事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	75,282	142,681	1,034	218,999	5,920	224,920	—	224,920
セグメント間の内部売上高 又は振替高	5	165	3	175	744	920	△920	—
計	75,288	142,847	1,038	219,174	6,665	225,840	△920	224,920
セグメント利益	7,956	487	447	8,892	948	9,840	△1,981	7,858

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、LPガス供給事業、高齢者介護事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△1,981百万円には、セグメント間取引消去147百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△2,129百万円が含まれております。全社費用は主に親会社本社の総務部等管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II. 当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	建設事業	不動産事業	金融事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	82,570	154,235	1,051	237,857	6,790	244,648	—	244,648
セグメント間の内部売上高 又は振替高	11	207	0	219	711	931	△931	—
計	82,582	154,443	1,051	238,077	7,502	245,579	△931	244,648
セグメント利益	7,043	2,782	433	10,259	1,014	11,273	△1,705	9,568

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、LPガス供給事業、高齢者介護事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△1,705百万円には、セグメント間取引消去116百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,822百万円が含まれております。全社費用は主に親会社本社の総務部等管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	65円 42銭	73円 27銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	5,163	5,829
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	5,163	5,829
普通株式の期中平均株式数(株)	78,925,250	79,556,274
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	65円 23銭	73円 21銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	225,239	69,576
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 当第1四半期連結累計期間の「普通株式の期中平均株式数」の算出に当たって、従業員持株E S O P信託及び株式給付信託が所有する当社株式数は、自己保有株式ではないため、自己株式数に含めておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月8日

大東建託株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川上 豊	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菊地 徹	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大東建託株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大東建託株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月8日
【会社名】	大東建託株式会社
【英訳名】	DAITO TRUST CONSTRUCTION CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 三鍋 伊佐雄
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役執行役員経営管理統括部長 西村 智之
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行役員三鍋伊佐雄及び当社最高財務責任者取締役執行役員経営管理統括部長西村智之は、当社の第39期第1四半期(自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。